

本県の生徒指導の現状と生徒指導提要の改訂について

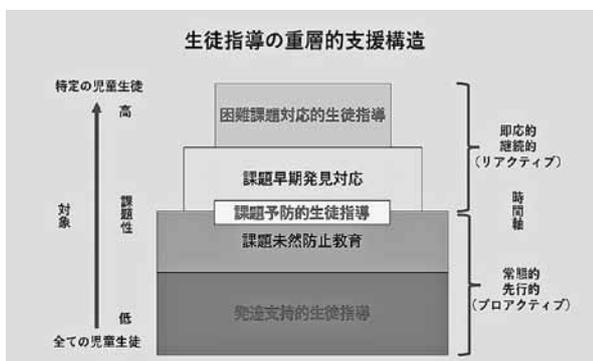
県教育庁教育振興部児童生徒安全課

1 はじめに

生徒指導提要は、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理し、今日的な課題に対応するため、12年ぶりに改訂された。千葉県の生徒指導の現状も踏まえ、今回の改訂の基本的な考え方や取組の留意すべき事柄について述べてみたい。

2 「積極的な生徒指導」の充実

今回の改訂では、児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実させた。



上の図は、生徒指導の重層的支援構造を示したものである。これまでは、いじめ、不登校など特別な支援を要する特定の児童生徒や課題の予兆行動が見られたり、問題行動リスクが高まったりするなど一部の生徒を対象に行う即応的・継続的生徒指導に重点を置く印象が強かったが、本提要では、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが重要とされ、常態的・先行的生徒指導に重点を置いた指導が求められている。

具体的には、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、日々の教職員の児童生徒への声掛け、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力等の社会的資質・能力を育成する発達支持的生徒指導や、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止教育やSOSの出し方教育、情報モラル教育等を行い、諸課題の発生を未然防止する課題未然防止教育が重要であり、本提要を通じた基盤となっている。

3 いじめ問題について

(1)本県の現状及びいじめの積極的な認知

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、令和3年度の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、51,478件で、前年度の40,230件より11,248件増加した。各学校において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む中、令和3年度はいじめ重大事態の件数は、30件であった。このような状況下において、教職員には校内研修等で、児童生徒には学級・ホームルーム活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められる。

「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」である。積極的に認知し、早期対応を行うことが大切である。



(2)いじめの重大事態の調査

いじめの重大事態とは次の①、②を指す。

- ①いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
 - ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）
- ※2号は不登校の基準の年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

また、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

なお、調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要がある。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行うことが求められる。

(3)重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際

適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次の①～⑧のような状況が考えられる。

- ①周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているケース
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状況にあるケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、スクールカウンセラー（以下

SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。

(4)関係機関等との連携体制

いじめの防止を目指す上では、学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要である。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも示されている。

また、いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくないことから、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導することが求められる。被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要である。

4 不登校について

令和3年度、本県の小中学校における不登校児童生徒数は、9,951人で、前年度と比較して2,101人増加している。また、公立高等学校における不登校生徒数は、2,270人で、前年度と比較して677人増加しており、憂慮すべき状況である。

(1)不登校に関する関連法規・基本指針

いわゆる教育機会確保法及び関連する基本指針等が提要に反映されている。「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、学校・家庭・社会が当該児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが重要である。支援に必要なのは、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげる視点である。

不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことである。そのため、学校復帰にこだわらず、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、個に応じた多様な社会的自立に向け目標の幅を広げた支援が必要となる。

(2)不登校対応に求められる学校の組織体制と計画

教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・援助を行うことが肝要である。情報を共有し、共通理解の下で支援に当たるための一つの方法として、「児童生徒理解・支援シート」の活用が考えられる。

また、不登校児童生徒に対する個別の支援策について、保護者と連携の下で作成し、個人情報保護にも配慮しつつ、校内での情報共有や校種を超えた情報の引継ぎが求められる。例えば、いじめ対策委員会や特別支援教育委員会などで不登校事案が検討されることが考えられる。

(3)関係機関との連携体制

不登校の要因の多様化に伴い、学校が連携すべき関係機関も多岐にわたる。教育支援センターは不登校児童生徒への学習支援やカウンセリング、保護者への面談等も行っており、地域での不登校児童生徒への支援の中核として期待される。また、フリースクールも増えており、在籍校との間で連携を図り、指導要録上の出席扱いとすることができる。

関係機関を活用する場合は、不登校児童生徒が何に困っているか、どのような関わりが必要かを正確にアセスメントし、必要な関係機関が見つかった場合には、なぜ当該機関が児童生徒に必要であるか保護者及び本人への丁寧な説明が必要である。

外部機関につないだ後も、学校と外部機関

で責任を分け持つことが大切であり、学校でのこれまでの活動状況等を共有し学校と関係機関をつなぐ作業が求められる。

不登校児童生徒一人一人にとっての最善を目指す上で、多様な学習の機会や体験の場、心身のサポートを提供する関係機関等と積極的に連携し、学校の教職員と民間施設職員が連絡を取り合い、互いに訪問するなど、相互に協力・補完し合うことの意義は大きい。

(4)千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例（令和5年4月1日施行）

本条例には、県が教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定め、また、関係者による協議会を設置し、連絡及び協議を行うことが規定されている。

県教育委員会では、今後、基本方針の策定をはじめとして、教育機会の確保に関する施策の推進を図っていく。

5 児童虐待への対応について

(1)相談件数増加の一途

令和3年度、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、約20万7600件であり、厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から31年連続して増加している。

また、本県においては、平成31年1月に、小学4年生の児童が、虐待によって亡くなるという痛ましい事件が発生した。児童虐待の未然防止、早期発見は喫緊の課題である。

(2)学校及び教職員の役割・責務

①早期発見、早期対応、速やかな通告

子供が多くの時間を過ごす学校の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童相談所への通告義務が定められている。学校が通告を判断するポイントは以下の4点である。

(ア)確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）



(イ)虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること

(ウ)保護者との関係よりも子供の安全を優先すること

(エ)通告は守秘義務違反に当たらないこと

虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはならない。また、通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはない。

②関係機関との連携

児童虐待は、発生要因が複雑な上に、子供、保護者双方への支援が必要であることから、組織で対応することが重要である。教職員は、虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談、報告するとともに、児童相談所、警察、市町村の虐待対応担当課等、関係機関の役割や専門性を念頭に置きながら、連携していくことが必要である。

③虐待対応の手引き、リーフレットの活用

児童虐待に対する教職員の対応力向上と意識啓発を図るため、令和元年11月に作成した「教職員のための児童虐待対応の手引き」に「校内研修資料や事例集」を加筆した冊子版を令和3年1月に各学校や教育委員会に配付した。また、速やかな通告につなぐことができるよう、令和元年8月発行のリーフレットも児童虐待の対応時に活用いただきたい。



児童虐待対応の手引き



児童虐待対応リーフレット

6 ヤングケアラーへの対応について

(1)ヤングケアラーとは

法令上の定義はないが、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供」のことを指す。



厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に」より抜粋

(2)現状・課題

令和4年度に、県健康福祉部児童家庭課と県教育庁教育振興部児童生徒安全課が連携し、小学6年生、中学2年生、高校2年生等を対象とした「ヤングケアラー県内実態調査」を行った。ヤングケアラーという言葉を知っていたのは、小学6年生で30.2%、中学2年生で31.0%、高校2年生で32.8%であり、国の目標値の5割にとどまっている。

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生で14.6%、中学2年生で13.6%、高校2年生で10.5%。このうち、相談した経験が「ある」と回答したのは、小学6年生で8.2%、中学2年生で6.8%、高校2年生で9.1%であり、国が調査した全国値との比較は、小学生で5割、中高生は3割程度にとどまっている。

(3)学校に期待される役割

①早期発見・把握

児童生徒や保護者がヤングケアラーであることを認識していないケースがある。支援が必要であっても表面化しにくい構造であることを認識し、早期発見・把握に努めることが重要である。

②児童生徒に寄り添った支援

ヤングケアラーは、「世話をすることが当たり前」と考えていたり、周りからの期待に応えることに喜びを感じたりしているケースもある。児童生徒が家族のケアを行っていること自体を否定することはせず、「いつでも助けを求めてよい」ことや、「自分の人生を生きてよい」ことをしっかりと伝え、ほかの選択肢もあることを示すことが重要である。

③社会的認知度の向上と関係機関との連携

国は、ヤングケアラーの社会的認知度を高めることを目的とし、令和4年度より3年間で「集中取組期間」とした。今後、学校では、児童生徒や家庭向けに情報発信していくとともに、教職員がヤングケアラーの実態を知る研修の充実、SCやSSW等の専門スタッフと協力し、要保護対策地域協議会（要対協）等の各市町村の福祉部門や医療機関につなげる等、関係機関と連携し対応いただきたい。

7 性的マイノリティへの対応について

(1)現状と正しい理解

日本の性的マイノリティは、全人口の3～10%と言われている。これは、AB型や左利きの人の割合と同等または多いということになる。性的マイノリティは、LGBTの4つのカテゴリーに限定されるものではなく、身体的性、性的指向、性自認等の様々な組み合わせによって多様な人々が存在する。性的指向等を理由とする差別的扱いは不当であるという認識は広がっているが、周囲の無理解や偏見、差別が起きているという現状があり、性的マイノリティは、いじめ被害、不登校、自傷行為の割合が高いとされている。

(2)学校における対応

性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合

があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが大切である。また、児童生徒から相談を受けた者だけで抱え込むことなく、学校内外の組織的対応が必要である。

前述したとおり、性的マイノリティは様々な個に応じた対応が大切である。平成28年文部科学省通知「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」を参考に校内研修を設けるなどし、教職員の理解、対応力向上を図りたい。

8 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導について

発達障害、精神疾患、貧困家庭、外国人等、多様な背景を持つ児童生徒が増加している。学校生活および学習上の困難を改善・克服するため、それぞれが抱える困難さに対する個別的な配慮が必要である。校内での組織的対応や関係機関との連携により、個に応じた支援をお願いしたい。

9 自殺について

全国における令和4年の児童生徒の自殺者数は過去最多の514人となり、特に、男子高校生の自殺者数が増加している。また、過去5年間の月別自殺者数をみると、9月が最も多く、次いで8月、6月となっている。（警察庁・厚生労働省の自殺統計より）本県においても、令和3年度の児童生徒の自殺者数は、中学校6人、高等学校10人の計16人であり、極めて憂慮すべき状況である。教職員一人一人が児童生徒の心の叫びを受け止める力を向上させるとともに、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織づくりを進めることが、喫緊の課題である。



(1)自殺予防のための学校の組織体制と計画

自殺予防は、「予防活動」(プリベンション)、「危機介入」(インターベンション)、「事後対応」(ポストベンション)の三つの段階に分けられ、この3段階の取組が相互に連動することで、包括的な自殺予防が可能になる。

具体的な学校の対応として、「予防活動」の段階では、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施、「危機介入」の段階では、自殺の危険の高まった児童生徒をスクリーニングし、アセスメントに基づく迅速な対応を行うこと、「事後対応」の段階では、学校危機への対応と併せて周囲への心のケアを行うことが必要である。

段階	学校の対応	具体的な取組例
予防活動	研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員・保護者向け ・ゲートキーパー研修
	授業の実施 (SOSの出し方に関する教育を含む教科等での学習) 日常的教育相談活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防教育 ・ストレスマネジメント教育 ・教育相談週間 ・アンケート
危機介入	校内連携型危機対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ケース会議 ・本人の安全確保と心のケア
事後対応	危機管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理チーム会議 ・遺族、周囲の児童生徒、教職員への心のケア

(2)自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造

未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身に付けるよう働きかけること(発達支持)、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を行うこと(未然防止教育)が重要である。また、自殺の危険が高まった児童生徒に対して、早期に気づき対応すること(課題早期発見対応)、専門家と連携して水際で自殺を防いだり、自殺発生後の心のケアを行ったりすること(困難課題対応)も重要である。

自殺の危険が高まった児童生徒への対応に当たっては、「TALKの原則」を参考に、児童生徒の声をしっかりと聴き、共感的に理解することが大切である。

TALKの原則

- Tell : 言葉に出して心配していることを伝える
- Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
- Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する
- Keep safe : 安全を確保する

(3)関係機関等との連携に基づく自殺予防の体制

学校が児童生徒の自殺の危険を把握した場合に、保護者との協力体制を築くことは最も重要である。しかし、保護者が経済的な困難を抱えていたり、精神疾患等の疾病があったりすることで、子供の危機を受け止めて対応できない場合は、子供だけでなく、保護者を含め、家族全体を支援できる機関につなぐことも必要である。

自殺の危険度が高い児童生徒への対応においては、精神科や心療内科等の医療機関との連携が不可欠である。また、家族環境の影響は大きいので、福祉機関と連携を取りながら悩みを抱えた保護者を支援することも必要であり、学校に精神科医やSC、SSW等の専門家の視点を入れることで、多角的な支援が可能になる。

10 むすびに

本提要では、チーム学校における学校組織体制についても触れられており、学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に「一人で抱え込まない」「どんなことでも問題を全体に投げかける」といった姿勢が求められている。

「チーム学校の在り方」については各学校が「積極的な生徒指導」を推進する上での重要な留意点と言え、学校における働き方改革を実現し、教職員の負担の軽減を図りつつ生徒指導の充実を図ることは、「令和の日本型学校教育」を支えるための重要な柱となる。

『生徒指導提要』が示す生徒指導の方向性 ～「させる」生徒指導から「支える」生徒指導へ～

関西外国語大学外国語学部教授 あらい はじめ 新井 肇



1 『生徒指導提要』改訂の背景

(1) 児童生徒の問題行動・不登校の深刻化

『生徒指導提要（改訂版）』（以下『新提要』と表記）が、昨年の12月に公刊された。

改訂の背景として、児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化し、不登校児童生徒数や自殺者数、いじめの重大事態の発生件数や小学生の暴力行為発生件数が増加傾向にあり、児童生徒が抱える課題の深刻化がみられることが第一に挙げられる。さらに、このような状況の中で、生徒指導の方向性をめぐって、学校および教職員に突きつけられている四つの課題が指摘できる。

(2) 生徒指導をめぐる4つの課題

一つ目は、VUCA（Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity）な時代と言われる予測困難で不確実な「変動社会」に対応する力を児童生徒が身に付けるために生徒指導ができることは何かという課題である。

二つ目は、発達障がいやLGBTQ、外国籍など、多様な背景をもつ子供たちが増加する中で、排除でなく包摂を目指す生徒指導をどう進めるのかという課題である。

三つ目は、2013年の「いじめ防止対策推進法」から、2022年の「こども基本法」まで、生徒指導に関連する法令の成立、改正が相次ぐなかで、法の理解に基づく生徒指導をどう実践するのかという課題である。

四つ目は、困難な生徒指導上の課題が山積するなかで、教職員の多忙化を解消するための「働き方改革」と生徒指導の充実とをどう両立させるのかという課題である。

改訂の背景と方向性をふまえ、今、生徒指導において教職員に求められていることは何か、ということについて考えてみたい。

2 『新提要』が示す生徒指導の方向性

(1) 生徒指導の定義と目的の再確認

生徒指導とは、「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」であり、「生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う」働きかけであると定義された。

また、児童生徒を主語にし、「自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）」であると、その目的が明示された。

つまり、生徒指導は、全ての教職員が、全ての教育活動を通じて、全ての児童生徒を対象に、その自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支えることを基盤とし、課題性が高まった場合に解決に向けて必要な指導や援助を行う働きかけであるという実践の方向性が示されたと捉えることができる。

(2) これからの生徒指導の基本的方向性

『新提要』が示す生徒指導の基本的な方向性は、次の3点にまとめられる。

- ① 特定の児童生徒に焦点化した事後の指導・援助から、日常の教育活動を通じて全校体制で取り組む、児童生徒の成長・発達を「支える生徒指導」への転換を目指す。



- ②教室での教科の学びを社会で充実して生きることにつながるために、学習指導と生徒指導の一体化を図る。
- ③複雑で多様な生徒指導上の課題に対応するために、学校内外の連携・協働に基づく「チーム学校」による生徒指導体制を構築する。

3 生徒指導の充実に向けて

(1) 2軸3類4層の重層的支援構造

①については、時間軸で「先行的・常態的（プロアクティブ）な生徒指導」と「継続的・即応的（リアクティブ）な生徒指導」に2分類した上で、対象となる児童生徒の範囲と課題性の高低の観点から、3類4層から成る重層的支援構造が示された。

特定の課題を意識せずに全ての児童生徒の成長・発達を支える「発達支持的生徒指導」、全ての児童生徒を対象にいじめや不登校など特定の課題に焦点化した「課題未然防止教育」と、前兆行動がみられる一部の児童生徒を対象とした「課題早期発見対応」から構成される「課題予防的生徒指導」、深刻な課題を抱えた特定の児童生徒への指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」という4層である。

このように構造化することで、個人の経験や勘に頼る生徒指導実践から、理論に裏付けられ、見通しをもった生徒指導実践への転換が目指されていると捉えることができる。

(2) 生徒指導を内在化させた授業づくり

②については、日々の授業において、次の「生徒指導の実践上の視点」を意識した働きかけを行うことの重要性が指摘されている。

- (ア)自己存在感の感受：一人一人をかけがえない存在と捉え、個性を大切にする。
- (イ)共感的人間関係の育成：相手の立場を理解し行動できる協力的な人間関係を築く。

(ウ)自己決定の場の提供：自ら考え、決定し、行動する経験が得られる機会を設定する。

(エ)安全・安心な風土の醸成：安心して学校生活を送ることができる風土をつくり出す。

上記4つの視点を授業に埋め込むことで、児童生徒が、生徒指導の目標である「自己指導能力」、すなわち「深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきなのか』、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」を身に付けることが可能になると考えられる。

(3) 社会に開かれたチーム学校の実現

③については、校内において、アセスメント（A：Assessment）に基づく明確な目標（V：Vision）を共有した上で、「生徒指導計画（P：Plan）を策定し、実施（D：Do）し、点検・評価（C：Check）を行い、次年度の改善（A：Action）」へとつなげていくサイクルを、管理職のリーダーシップの下、組織的に展開していくことが求められる。その際、教職員間に、困ったときに助力を求めて相談できる「支え合う同僚性」が築かれていることが重要である。

また、児童生徒への支援の幅を広げるためには、学校のできることで、できないことを明確にした上で、校外の関係機関・専門家等との連携・協働を進めることが不可欠である。連携においては、専門性に関する相互理解と相互尊重、「顔の見える関係」が鍵となる。

今後、児童生徒の生活全体を総合的に捉え、生徒指導、教育相談、キャリア教育、特別支援教育などの分野ごとの縦割りを排して、児童生徒一人一人の成長・発達を包括的に支える視点に立って生徒指導の充実を図ることが求められていると言えるであろう。